

妊婦一般健康診査・超音波検査・ 妊婦精密健康診査受診票交付について

浦臼町では、妊婦の方の健康管理と元気な赤ちゃんを出産していただくため、妊婦一般健康診査費用の助成受診票を14回分、超音波検査費用の助成受診票を14回分、妊婦精密健康診査費用の助成受診票を1回分交付しています。

○対象者：浦臼町に住民登録がある妊婦の方

○交付方法：親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に妊婦一般健康診査受診票と超音波検査受診票を3枚ずつ交付します。その後、妊娠20週・30週頃に栄養士・保健師と妊娠経過の確認や妊娠中のお食事や生活についてお話をさせていただきます。その際に残りの受診票を交付します。

妊婦精密健康診査は、受診票がないと助成を受けられない場合がありますので、精密検査を受診する前に保健センターに申請してください。事前にご連絡を頂けると、すぐに受診券を発行することができます。

〈 受診票の使用方法 〉

受診時に、親子(母子)健康手帳とともにお手元にある受診票をすべて医療機関の（外来）受付に提出してください。

〈 使用にあたっての注意 〉

受診票は原則として、北海道内の医療機関で妊婦一般健康診査を受ける際、健診費用の一部を助成するものです。北海道外の医療機関での健診を希望される方は、浦臼町保健センターにお尋ねください。

・転入された妊婦の方へ

浦臼町に転入した妊婦の方は、前住所地で発行された受診票は使用できませんので、ご注意ください。保健センターで新しい受診票を交付しますので、親子(母子)健康手帳を持参の上、お越してください。

・転出予定の妊婦の方へ

住民票を他市町村に異動した場合は、浦臼町の妊婦一般健康診査受診票を使用することはできません。転出先の市町村にご確認ください。市町村によって、受診票の発行枚数が違う場合があります。

・里帰り等で医療機関が変更になる妊婦の方へ

医療機関が変更になる場合、既に交付されている受診票を使って変更後の医療機関に受診することはできません。事前に保健センターにご連絡ください。